

運輸安全マネジメントに関する取り組み

当社は、輸送の安全を確保するため運輸安全マネジメントを構築し実践しております

1.基本方針

最大の責務である「輸送の安全の確保」のために全員が一丸となって
安全・快適な輸送サービスの提供に取り組んでまいります。

- (1)安全確保の最優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、
社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす
- (2)輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する
- (3)安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する
- (4)輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する

2.輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

令和6年度 安全目標	達成状況
(1) 有責重大事故 ゼロ	令和5年度発生件数 なし
(2) 飲酒・酒気帯び運転 ゼロ	令和5年度発生件数 なし
(3) 車内乗客負傷事故 ゼロ	令和5年度発生件数 なし

令和6年度輸送の安全に対する計画

後退時の確認不足による事故前年度比100%減	
令和5年度	0件
↓	
令和6年度	0件以下

(4)事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条

第1項～第15項に該当する事故は0件でした

(5)行政処分後の改善状況等

令和5年度に行政処分はありませんでした

5.安全管理規定

別紙「安全管理規定」をご参照ください。

6.輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする処置

輸送の安全のために講じた措置(令和5年度)

(1)安全教育の実施

勉強会にて運転安全規範・運転士安全心得資料を基に再確認し

安全最優先・法令厳守の徹底の勉強を行いました。

(2)安全教育・安全設備の充実

ドライブレコーダーの映像データを収集して実際の映像による事故防止教育と

危険予知トレーニングDVDによる予測訓練を行っております。

又、今年新しい車両2台増車のPCS(歩行者検知機能付追突回避支援装置)・EDSS

(ドライバー異常時対応システム)・追突被害軽減ブレーキ装置付き車両の

講習を行いました。

(3)冬季前にチェーン装着の再教育を行いました。

(4)飲酒運転防止インストラクターによる研修を乗務員教育指導にて行いました。

(5)安全性装置付き(PCS・EDSS)大型車両2台増車

輸送の安全のために講じようとする措置及び予算(令和6年度予算)

(1)安全最優先・法令厳守の徹底

毎年、輸送の安全に対する計画がゼロを達成した場合に

目標変更するか変更しないか従業員と社長で意見交換し決定

(2)安全教育・安全設備の充実(10,000円)

ドライブレコーダー・ヒヤリハット・危険予測DVD等による教育

(3)飲酒運転防止インストラクターによる教育研修(10,000円)

(4)冬季前にチェーン装着・エンジン点検の教育実習

(5)国土交通省認定のガイドライン・内部監査・リスク管理の受講(10,000円)

(6)優良ドライバーに対する表彰(20,000円)

7.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和6年度乗務員教育指導年間計画書

- 4月 バスを運行する心構え
(①バス事業の公共性と重要性 ②バス事故の社会的影響 ③安全運行の心構え)
- 5月 バスの運行の安全、乗客安全を確保するために遵守すべきこと
(①バス運行に係る法令 ②義務を果たさない場合の影響の把握)
- 安全に対する指導 ヒヤリハット
内輪差・遠心力の確認
春の全国交通安全運動実施計画
- 6月 バスの構造上の特性
(①バスの特性に合わせた運転 ②多様化する車両に合わせた運転)ドライブレコーダー教育実施
- 7月 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項
(①「急」の付く運転はしない②カーブでの追越しはしない③安全な速度と十分な車間距離を保つ
④乗客の状況を確認する ⑤シートベルト着用の徹底を図る ⑥走行中の運転への集中)
- 8月 乗客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項
(①乗降時の乗客の安全確保 ②高齢者・障がい者などの乗降時の安全確保)
事故防止委員会による話し合い
- 9月 運行路線・経路における道路及び交通の状況
(①運行路線・経路における道路・交通情報の把握 ②情報に基づく安全運行のための留意点)
秋の交通安全運動について
(キャンペーン内容についての理解・確認)ドライブレコーダー教育実施 ・社長を交えて意見交換
- 10月 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
(①危険予測運転の必要性(ヒヤリハット) ②危険予測のポイント ③危険予知訓練
④指差呼称及び安全呼称 ⑤緊急時における適切な対応)

11月 運転者の運転適性に応じた安全運転

(①適性診断の必要性 ②適性診断結果の活用方法)

12月 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法

(①交通事故の生理的・心理的要因 ②過労運転防止のための留意点

③飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 ④ヒューマンエラーを防ぐために)

労基法・改善基準告示の教育

安全に対する指導

飲酒運転防止のための留意点・日常点検・チェーン装着の実演講習

ドライブレコーダー教育実施 ・ 事故防止委員会による話し合い

1月 健康管理の重要性

(①健康起因の事故と健康管理の必要性 ②健康管理のポイント)

2月 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

(①運転支援装置に係る事故の事例 ②運転支援装置の性能及び留意点)

3月 事故や災害等への遭遇を想定した訓練

(非常口・消火器・非常用備品の取扱い)ドライブレコーダー教育実施

8.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき 講じた措置及び
講じようとする措置

・安全総括責任者がリーダーとなり、安全マネジメント実施状況を点検する為
内部監査を少なくとも年に1回は行い、改善すべき事項を指摘しながらアドバイスを
行い、輸送の安全確保の為に必要な方策を検討し、重要と認められれば速やかに
業務の改善を行うようにしております。

9.安全統括管理者

安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5の要件をみたしており
四国運輸支局への届け出を行っております。(平成25年10月届出)

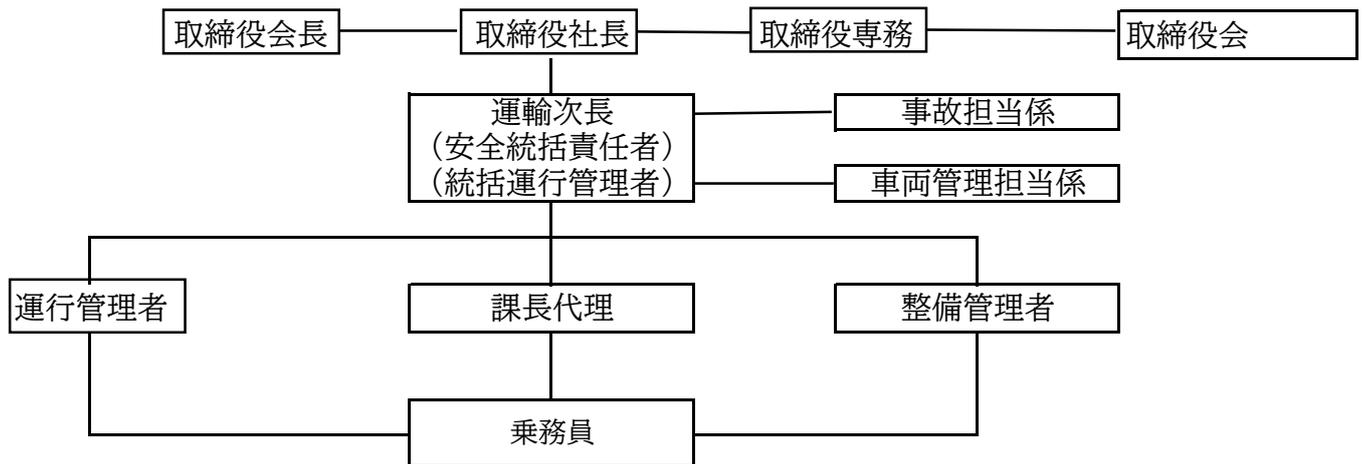
株式会社 十季 安全統括管理者

氏名：中川文生

10.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

平成25年10月に「安全管理規定」を策定し、社長をトップとした輸送の安全に
関する伝達体制を構築し運用しております。

(1)組織図



(2)各管理者の役割

取締役社長	輸送の安全に関する最終的な責任を負う
運輸次長	安全統括責任者・統括運行管理者として輸送の安全に関する業務を統括及び指導監督を行う